二　当該器具備品等について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該器具備品等の製造業者が製造した当該器具備品等と同一の種別に属する器具備品等の型式区分に限る。）に属する器具備品等と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

三　総務大臣が指定する業種のみに属する事業の用に供する器具備品等でないこと。

77　法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

附則第七条第一項中「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、同表政令附則第十二条第二十五項第三号の項中「附則第十二条第二十七項第三号」を「附則第十二条第二十六項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二十六項第一号ロの項中「附則第十二条第二十六項第一号ロ」を「附則第十二条第二十八項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第二十六項第二号イの項中「附則第十二条第二十六項第二号ロ」を「附則第十二条第三十三項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十三項第二号の項中「附則第十二条第三十三項第二号」を「附則第十二条第三十五項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十四項の項中「附則第十二条第三十四項」を「附則第十二条第三十六項」に改め、同表政令附則第十二条第四十項第二号の項中「附則第十二条第四十項第二号」を「附則第十二条第四十二項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十一項の項中「附則第十二条第四十一項」を「附則第十二条第四十三項」に改め、同項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第四十五項第一号	床面積
政令附則第十二条第四十六項第三号	一の独立区画部分の床面積
政令附則第十二条第四十七項第一号ロ	一の独立区画部分の床面積
政令附則第十二条第四十七項第二号イ	人の居住の用に供する部分の床面積
政令附則第十二条第四十七項第二号ロ	人の居住の用に供する部分の床面積
政令附則第十二条第五十二項第二号	特定居住用部分の床面積
政令附則第十二条第五十三項	特定居住用部分の床面積

併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とする。	
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その一の独立区画部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その人の居住の用に供する部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その人の居住の用に供する部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その居住専有独立部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その居住用専有部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その特定居住用部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その特定居住用部分の床面積を、これを共用すべき各特定熱損失防止改修住宅専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	

政令附則第十二条第一項第一号	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された政令附則第十二条第一項第三号に規定するサービス付き高齢者向け住宅に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画された高齢者向け貸家住宅の一の部分
政令附則第十二条第二十一項第二号ロ	貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項及び第二十三項において同じ。）の床面積
政令附則第十二条第二十二項第一号ロ	当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積
政令附則第十二条第一項第十三号	サービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画された高齢者向け貸家住宅の一の部分
政令附則第十二条第二十一項第二号ロ	貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項及び第二十三項において同じ。）の床面積
政令附則第十二条第二十二項第一号ロ	当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積

附則第七条第十三項の表政令附則第十二条第十三項第二号の項の次に次のように加える。

併用住宅にあつては、当該独立的に区画された政令附則第十二条第一項第三号に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサービス付き高齢者向け貸家住宅の一の部分で	サービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画された高齢者向け貸家住宅の一の部分で
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その一の独立区画部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された政令附則第十二条第一項第三号に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサービス付き高齢者向け貸家住宅の一の部分で、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第一項第十三号に規定する区分所有に係る住宅に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。	政令附則第十二条第一項第十三号に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。

附則第七条第十三項の表政令附則第十二条第十四項第一号の項の次に次のように加える。

政令附則第十二条第一項第十四号	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された政令附則第十二条第一項第三号に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサービス付き高齢者向け貸家住宅の一の部分で
政令附則第十二条第二十一項第二号ロ	貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項及び第二十三項において同じ。）の床面積
政令附則第十二条第二十二項第一号ロ	当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積
政令附則第十二条第一項第十三号	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その一の独立区画部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第一項第十三号に規定する区分所有に係る住宅に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。	